

月1日現在の年齢が65歳未満の方は98万円、65歳以上の方は148万円)以下で所得税が源泉徴収されていない方

申告をしないと

○各種控除や国民健康保険税の軽減措置等が受けられませんが、
○所得証明書や課税証明書の発行ができません。

お願い

○申告期間中は、税務担当職員が公民館等に出張いたします。日程等をご確認の上、お住まいの地区の会場で申告をしてください。都合がつかない場合は別の会場でもかまいません。



○申告会場は混雑が予想されます。特に2日間以上申告

受付を行っている会場の場合、初日は大変混み合い長時間お待ちいただくことがありますのでご了承ください。次の事項について、ご協力をお願いいたします。

- ・医療費控除等を受けられる方は、病院ごと、個人ごとに支払金額を事前計算しておいてください。
- ・営業・農業・不動産所得の計算は収支計算で行います。収入状況や経費等が把握できる資料など必要書類をまとめ、集計しておいてください。収支内訳書は税務署、市庁舎本館市民税課、各総合支所(東予・税務課税務係、丹原・小松・総務課税務係)にあります。

お問い合わせ先

- 市庁舎本館 市民税課 市民税係
TEL 0897-52-1317
- 東予総合支所 税務課 税務係
TEL 0898-64-2700
- 丹原総合支所 総務課 税務係
TEL 0898-68-7300
- 小松総合支所 総務課 税務係
TEL 0898-72-2111

ご注意

○国民年金保険料等の控除を受ける場合は、支払いを証明するものを申告書に添付



する必要があるため、持ってください。○公民館などで申告受付を行っている日は、市庁舎本館、各総合支所では申告受付を行っていませんので、公民館等へお越しください。

平成22年度 市県民税・国民健康保険税 申告受付日程表

		小松地区	
日程	時間	対象地区	会場
2月	8:30 ~ 16:30	16日(火)	石根公民館
		17日(水)	
		18日(木)	
		19日(金)	
		22日(月)	
		23日(火)	
		24日(水)	
		25日(木)	
		26日(金)	
		3月	
2日(火)			
3日(水)			
4日(木)			
5日(金)			
3月	8:30 ~ 16:30	8日(月)	小松総合支所 2階ホール
		9日(火)	
		10日(水)	
		11日(木)	
		12日(金)	

		丹原地区	
日程	時間	対象地区	会場
2月	9:00~16:00	16日(火)	丹原総合支所 2階
		17日(水)	
		18日(木)	
		19日(金)	
		22日(月)	
		23日(火)	
		24日(水)	
		25日(木)	
		26日(金)	
		3月	
2日(火)			
3日(水)			
4日(木)			
5日(金)			
3月	8:30~16:30	8日(月)	丹原総合支所 2階
		9日(火)	
		10日(水)	
		11日(木)	
		12日(金)	